

◆ 化学物質の個人ばく露測定 ◆

労働安全衛生法では、作業従事者の健康障害を及ぼす化学物質を取扱う事業者は、危険性や有害性を特定し、作業従事者へのばく露の程度を見積もり、リスクの低減対策を実施することが義務づけられています。こうした有害物質のばく露量を把握するリスクアセスメントの実測法として、個人ばく露測定や作業環境測定が推奨されています。このうち個人ばく露測定では、作業従事者の呼吸域付近に試料採取機器(個人サンプラー)を装着し、空気中の有害物質濃度を測定してリスクを評価します。

個人ばく露測定の主な事例※

作業内容	有害物質	採取方法/測定方法
金属のアーク溶接作業	マンガン	分粒装置を用いたろ過捕集法 ICP質量分析法
粉じんの発散作業	粉じん	分粒装置を用いたろ過捕集法 重量法
金属製品の脱脂・洗浄作業	1-ブロモプロパン	固体捕集(パッシブ)法 ガスクロマトグラフ法
鉛含有塗料の剥離作業	鉛	ろ過捕集法 ICP発光分光分析法
橋梁の塗装作業	エチルベンゼン、キシレン、 酢酸エチル、トルエン	固体捕集(アクティブ)法 ガスクロマトグラフ法
ヨウ素を取扱う作業	ヨウ素	固体捕集法 イオンクロマトグラフ法

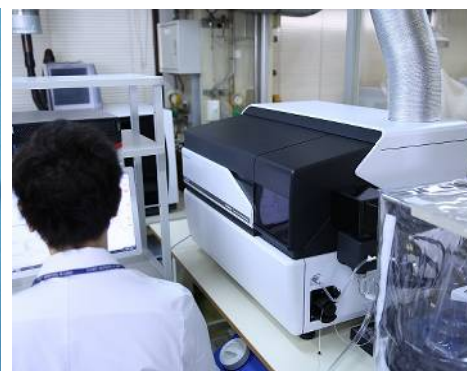
※作業環境測定 個人サンプリング法を含む。



個人サンプラー装着状況



個人サンプラー



ICP質量分析装置

新規取扱化学物質についての分析可否のお問合せや、リスクアセスメントに関するご相談は、弊社までお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

株式会社 分析センター URL <https://www.analysis.co.jp/>

環境評価事業部 〒131-0032 東京都墨田区東向島1丁目12番2号
TEL 03-3616-1612 FAX 03-3616-1615

会社HP

分析無料ご相談

